

選挙管理委員会委員長交際費の支出基準及び公開基準

選挙管理委員会委員長交際費の支出基準及び公開基準を次のとおりとします。

第1 趣旨

この基準は、選挙管理委員会の円滑な運営及び交際費の支出の透明性を確保するため、選挙管理委員会委員長が外部の個人または団体との交際に要する経費(以下「委員長交際費」という。)について、支出項目等必要な事項について定めるものとする。

第2 責務

委員長交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めるものとする。

第3 支出項目等

支出項目、支出内容及び支出金額は以下に定めるところによる。

| 支出項目 | 支出対象 | 支出金額 |
|------|--|--------|
| 生花代 | 1 選挙管理委員本人 2 選挙管理委員の配偶者及び父母 3 選挙管理委員会委員長経験者 4 本市の選挙管理及び明るい選挙の推進に貢献した者 | 1基2段相当 |
| 弔電代 | 生花代と同じ | 相当額 |

第4 公開

1 委員長交際費の支出状況について、以下のとおり公開する。

| 区分 | 取り扱い |
|-------|---|
| 支出年月日 | 公開 |
| 支出金額 | 公開 |
| 支出項目 | 公開 |
| 支出内容 | 公開(ただし、相手方のプライバシーに特段の配慮が必要な場合には、個人名を非掲載とする) |

2 公開の期日は、月締めで該当月の翌月15日までに行うものとする。

3 公開の方法は、前橋市ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

第5 見直し

この基準は、委員長交際費の支出内容が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6 適用

平成27年9月2日以降の委員長交際費の支出について適用する。